

市民の皆様へのお願い

東日本大震災の津波浸水区域における 建築行為見合わせへの協力について

この度の地震・津波災害により被災した皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、市では、この度の災害からの復興に向けて全力で取り組んでおりますが、復興までには長い期間を要するものと考えているところです。

被災された皆様の中には、建築物の再建を考えている方もおられると存じますが、防災基盤である防潮堤等が被害を受けている現状で、いつ襲ってくるか分からない次の災害を考えた場合、住宅等の建築は非常に危険性が高いと言わざるをえません。

つきましては、市民の皆様におかれましては、この災害の津波浸水区域においては、市の復興に向けた方針が決まるまでの当面の間、法に基づく建築制限ではありませんが、被災した家屋の修繕を除き、建築行為を見合わせていただきますよう協力をお願いします。

平成23年 4月30日

陸前高田市長 戸羽 太